

京都市告示第 23 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成18年4月5日

京都市長 榎本 頼 兼

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久世14号線	南区久世殿城町144番地の8地先から	旧	メートル 69.70	4.75 ～メートル 5.55
	同町207番地の4地先まで	新	69.70	6.00 ～ 6.05
嵯峨経165号線	右京区嵯峨大覚寺門前六道町28番地の33地先から	旧	70.50	0.90 ～ 6.20
	同町28番地の28地先まで	新	70.50	0.91 ～ 6.22
嵯峨経171号線	右京区嵯峨大覚寺門前六道町37番地の1地先から	旧	100.70	0.50 ～ 6.35
	同町28番地の30地先まで	新	175.90	1.70 ～ 6.27
嵯峨緯70号線	右京区嵯峨大覚寺門前六道町44番地の1地先内	旧	7.90	1.30 ～ 1.50
		新	7.90	1.29 ～ 1.30

大枝3号線	西京区大枝塚原町5番地の260地先から 同町6番地の18地先まで	旧	51.40	3.35 ~ 4.30
		新	51.40	6.00 ~ 6.36

(建設局道路部道路明示課)